

# 令和4年度 省エネ型農業競争力強化支援事業のうち 施設園芸省エネルギー化緊急支援事業

## 1 事業目的

施設園芸においては、コロナ禍による需要増等に起因する燃油価格の高騰により、暖房に重油等を使用する農家では経営が圧迫されている状況にある。そこで、ヒートポンプ等の導入による省エネルギー化を緊急的に支援し、価格高騰する燃油への依存度を下げ、県内施設園芸の体質強化及び経営の安定化を図る。

## 2 事業実施期間 R4年度（単年）

## 3 事業の内容 【財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 45,000千円】

事業主体 (事業実施主体)	事業内容	補助率
地域協議会等 (JA、農業法人、営農集団等)	<p>施設園芸における省エネルギー化を図ることができる機械・設備の導入を支援</p> <p>○対象品目：ばら、トマト、ハウスみかん等施設園芸作物</p> <p>○補助対象：ヒートポンプ、省エネ暖房機、環境制御装置、高性能被覆資材等 ※施工費も補助対象</p> <p>○事業実施主体</p> <p>(1) 農事組合法人</p> <p>(2) 農事組合法人以外の農地所有適格法人</p> <p>(3) 農業協同組合</p> <p>(4) 生産集団（営農集団）                      農業者2戸以上で組織する団体で、代表者を定めるとともに、組織運営等について規程があり、会計手続きを適正に行う体制を有している団体</p> <p>(5) 認定農業者、認定新規就農者</p> <p>※(1)及び(2)にあつては、認定農業者または認定新規就農者であること。</p> <p>○採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益農家2戸以上(認定農業者、認定新規就農者は1戸以上)</li> <li>・省エネ化(燃油使用量10%以上削減)に取り組む施設園芸農家省エネ計画を策定</li> </ul> <p>○補助対象外になること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械・設備の単純更新</li> <li>・既存の機械・設備の撤去工事や処分費用</li> <li>・既存の機械・設備を補助事業で導入し、耐用年数内である等</li> </ul>	県 1/2 以内